

令和6年 第80回定例会

坂井地区広域連合議会会議録

令和6年8月29日開会

令和6年8月29日閉会

坂井地区広域連合議会

令和6年 第80回坂井地区広域連合議会定例会 会議録目次

◎第1日目（令和6年8月29日）

○議事日程	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○広域連合長招集挨拶	4
○開議の宣告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○一般質問（15番 永井純一議員）	7
○ 〃 （17番 畑野麻美子議員）	12
○ 〃 （11番 松本 朗議員）	20
○認定第1号から認定第3号の一括上程、提案理由の説明	28
○認定第1号から認定第3号の質疑、討論、採決	34
○議案第7号から議案第9号の一括上程、提案理由の説明	36
○議案第7号から議案第9号の質疑、討論、採決	38
○閉議の宣告	39
○広域連合長閉会挨拶	39
○閉会の宣告	40
○署名議員	41

1 第80回坂井地区広域連合議会定例会議事日程

令和6年8月29日(木)
午後1時12分開議

- | | | |
|-------|------------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| 日程第4 | 一般質問 | |
| 日程第5 | 認定第1号 | 令和5年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第2号 | 令和5年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第3号 | 令和5年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第7号 | 令和6年度坂井地区広域連合一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第9 | 議案第8号 | 令和6年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第9号 | 令和6年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算(第1号) |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（18名）

1 番 青 柳 篤 始	2 番 佐 藤 岳 之	3 番 廣 瀬 陽 子
4 番 北 浦 博 憲	5 番 鍋 嶋 邦 広	6 番 岡 部 恭 典
7 番 川 畑 孝 治	8 番 山 田 秀 樹	9 番 上 坂 健 司
10 番 室 谷 陽一郎	11 番 松 本 朗	12 番 伊 藤 聖 一
13 番 平 野 時 夫	14 番 川 畑 孝 治	15 番 永 井 純 一
16 番 八 木 秀 雄	17 番 畑 野 麻美子	18 番 山 川 知一郎

4 欠席議員（0名）

5 説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	池 田 禎 孝	副広域連合長	森 之 嗣
事務管理者	新 開 和 典		
事務局長	井 上 純 子	事務局次長	江 川 欣 男
代表監査委員	山 口 徹（14：48退出）		

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局書記	手 島 紀志子	議会事務局書記	奥 出 宇 啓
議会事務局書記	長谷川 浩 幸		

7 議事の経過

午後1時12分 開 議

第80回坂井地区広域連合議会定例会

(午後1時12分 開議)

○事務局補佐(手島紀志子) 御起立願います。一同、礼。ご着席願います。

[一同起立・礼・着席]

◇開会の宣告◇

○議長(川畑孝治) ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達していますので、これより第80回坂井地区広域連合議会定例会を開会いたします。

◇広域連合長招集挨拶◇

○議長(川畑孝治) 開会にあたり、広域連合長から招集の挨拶があります。
池田広域連合長。

○広域連合長(池田禎孝) 本日ここに、第80回坂井地区広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともにご多忙の中、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、平素は、広域連合の事業の推進にあたり、ご理解とご支援をいただいておりますことに対し、重ねてお礼申し上げます。

それでは、各課の所管事項について、本年4月から7月までの4カ月間における行政報告を申し上げます。

初めに、総務課所管から申し上げます。

まず、代官山斎苑の利用状況でございますが、坂井市三国町で98件、あわら市で129件、管外で7件の、合計234件となっております。

また、霊柩車の使用状況でございますが、坂井市三国町で91件、あわら市で114件、管外で3件の、合計208件となっております。

今後も、市民に対するサービスの質を落とさないよう、指定管理者への指導を徹底す

るとともに、代官山墓地の貸付けにつきましても、さらなる利用者の増加に向けて広報活動を積極的に取り組んでまいります。

次に、さかいクリーンセンターの運営状況でございます。

し尿等の処理量に適した効率的な処理を行うため、「担体システム」の整備が2月に完了し、3月からの試運転を経て5月中旬より本格稼働を開始しております。今後も、効率的で安全な運用と、その効果について検証してまいりたいと考えております。

次に、介護保険課所管の、本年度の当初保険料の賦課の状況でございます。

7月10日に、年金からの特別徴収と普通徴収を合わせた、35,523人に対して納入通知書を発送しております。調定額の総額、27億10万円となっており、前年度同期と比較し、約7,290万円、2.6%の減となっております。今後も、適切な賦課決定と債権管理を徹底し、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、保険給付費の支払い状況でございますが、7月支払分までの合計額が、27億4,379万円となっており、前年度同期と比較し、約7,037万円、2.6%の増となっております。

給付費は年々増加すると予測されますが、今後、更に介護事業所や医療機関など連携を図りながら、必要なサービス提供に努めてまいります。

次に、介護給付費等適正化事業について申し上げます。

介護保険サービス事業所や施設に対する指導ですが、7月末までに、6事業所に対して運営指導を実施しました。

令和7年1月までには、今年度の計画どおり、29事業所の運営指導を終了する予定でございます。事業所も自ら、人事異動や教育体制などの業務管理体制の改善に取り組んでおりますが、関係法令を遵守しサービスの質の向上が図られるよう、今後も、運営指導や研修会の開催を通じ、事業所の育成と支援を行ってまいります。

次に、介護人材就業応援奨励金交付事業の状況について申し上げます。

新たな資格取得を支援する「キャリアアップ奨励金」は、介護職員13名、新たな介護職員の雇用を支援する「就業奨励金」は、2法人3名分から交付申請があり、合計16名分

の145万円を支給決定いたしております。介護人材の担い手の確保は、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるための、最も重要な課題でありますので、これらの課題解決に向け全力で取り組んでまいります。

次に、フレイル予防事業でございます。フレイルサポーターのスキルの向上と交流を深めることを目的に、今月6日に、「ステップアップ研修会」を開催し、「オーラルフレイルと栄養摂取」について、講演会を行いました。今後も、このような研修会を継続して開催することにより、構成市の取り組みの後方支援を行うとともに、フレイルサポーターの主体的な活動を促進してまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

また、今回、提出する議案でございますが、令和5年度歳入歳出決算認定に関するもの3議案、令和6年度補正予算に関するもの3議案、あわせて6議案の審議をお願いするものでございます。各議案の内容、提案の趣旨につきましては、後ほどご説明申し上げますが、慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。

◇開議の宣告◇

○議長（川畑孝治） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のとおりであります。

◇会議録署名議員の指名◇

○議長（川畑孝治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、17番 畑野麻美子議員、18番 山川知一郎議員を指名いたします。

◇会期の決定◇

○議長（川畑孝治） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

◇諸般の報告◇

○議長（川畑孝治） 日程第 4、諸般の報告をいたします。

地方自治法第 121 条の規定により、議長から出席を求めた者を報告いたします。

池田広域連合長、森副広域連合長、新開事務管理者、井上事務局長、江川事務局次長、山口代表監査員、以上であります。次に、議会事務局補佐がその他の報告をいたします。議会事務局補佐。

○事務局補佐（手島紀志子） 報告いたします。本定例会に広域連合長より提出されました案件は認定 3 件、議案 3 件でございます。以上、報告を終わります。

◇一般質問◇

○議長（川畑孝治） 日程第 4、これより一般質問を行います。一般質問の時間は質問者の質問及び理事者側の答弁の時間を併せ 30 分間です。また、終了 5 分前になりましたらベルを鳴らします。それでは、通告順に従い、15 番、永井純一議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 15 番、永井純一議員。

○15 番（永井純一） みなさん、こんにちは。坂井市の永井純一でございます。

議長のお許しを得まして、通告に従いまして質問を行います。

本日は、介護における処遇改善についてであります。今回、介護業界の方からいただい

た声をもとにお伺いをさせていただきます。

2024年、介護報酬改定が行われました。関係者から、処遇改善が図られたとの評価がありました。一方で、サービス別では、不満の声や介護職全体のさらなる処遇改善を求めています。例えば、訪問介護ヘルパーの人件費の確保が困難なことで、要介護者の生活の質の低下を及ぼしている。また、介護支援専門員、ケアマネジャーは、適正な介護を受けるためのケアプランを作成し、介護予防、重度化防止につなげている。また、理学療法士は、リハビリで自立支援、重度化防止、生活の質の向上を図る重要な職務であります。これまで処遇改善が行われてきましたが、個人の所得向上になかなか繋がっていないとのことです。これらの方々や介護職のこれからの人材不足、人材確保のため、処遇改善できるよう介護報酬の改定を求め、以下お伺いをいたします。

1つ、処遇改善について当広域連合の見解と実施されている取り組みがあれば教えてください。2番目に、介護報酬の改定ができないか、また、さらなる処遇改善の方策をお伺いし、質問といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治）新開事務管理者。

○事務管理者（新開和典）永井議員の介護における処遇改善についてのご質問に答えさせていただきます。

最初に、1点目の処遇改善について、当広域連合の見解と実施している取り組みについてでございます。介護職員の処遇改善に関しましては、平成24年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が創設されました。その後も、令和元年度、令和4年度と2回にわたり加算率の充実などの改善が図られてまいりました。令和6年度の介護報酬の改定におきましては、介護職員等処遇改善加算が創設されました。特に、訪問介護サービスにおいては、加算率が最大24.5パーセントと高い加算率となっております。確実に月額賃金の改善に充てる仕組みに改善されてきております。

坂井地区内におきまして、この新たな介護職員等処遇改善加算を取得された事業所は、106事業所のうち101事業所で、約95パーセントの状況でございます。介護職員の人材確保と介護職員の処遇改善のための措置が、多くの事業所で図られてきているものと捉えております。

介護職の人材確保のための処遇改善の主な取り組みといたしましては、国におきましては、処遇改善加算を活用した賃金の増額分を、賃上げ促進税制によりまして、法人税の税額控除の対象とする取り組みを行っております。また、県におきましては、介護ソフトやタブレット端末のICT機器の導入に対する補助金を交付するなど、生産性の向上の取り組みを行ってきております。当広域連合では、介護職員の資質向上や定着促進を図ることを目的といたしまして、本年度から坂井地区介護人材就業応援奨励金の交付を開始したほか、市民を対象にいたしまして、訪問型サービスAの従事者を養成いたします介護のお仕事入門研修会の開催を11月に計画しております。

このほか、介護施設における外国人の介護職員を対象に、外国人介護職員の集いを開催いたします。介護技術の向上と多様な人材の確保の環境の整備を図る取り組みを行っております。

なお、介護サービス事業所におきましても、賃金改善の処遇改善の取り組みのほか、有給休暇が取得しやすい環境の整備や、他産業からの転職者など幅広い職員の採用など、入職促進に向けた取り組みを推進してきております。

次に、2点目の、介護報酬の改定ができないか、また、さらなる処遇改善の方策についてのご質問でございます。

介護報酬の改定は、これまでの改定内容の検証を行いつつ、将来の介護ニーズの変化を踏まえながら3年ごとに改定されることになってきております。ただし、社会情勢の大きな変化や国の政策によりまして、3年ごとの改定以外にも臨時で制度の見直し、あるいは報酬改定が行われることもございます。

通常、次の改定は3年後の令和9年度施行となりますが、改定された1年目の本年度は改定した改定内容の運用を行い、2年目は国において基本的な方向性の議論を行いま

して、3年目にそれまでの運用の検証と介護事業者の経営実態調査を行い、様々な意見を集約いたしまして、次の改定に向け具体的な報酬単価などの議論が始まることとなります。

改定の期間が原則3年ごととなっておりますのは、その改定内容が介護事業者の利益や介護職の処遇改善、利用者へのサービス利用など、様々な影響を及ぼすからでございます。

当広域連合といたしましては、今後も介護サービス事業所に対しまして、国から示された改定内容を迅速に説明いたしまして、事業所が適正に介護報酬の請求や運用が図られるよう、指導と支援を行ってまいりたいと考えております。

また、次回の改定に向けまして、事業所の処遇改善の実施状況の実態把握に努めるとともに、介護事業所の処遇改善のために必要な施策を国や県とともに取り組んでまいりたいと考えております。さらなる処遇改善の方策につきましては、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けていただけるよう、その担い手を確保することは重要な課題でございますので、現在実施しております取り組みを継続しながら、今後、事業所への支援と国や県の施策が総合的に進められるよう、必要な方策に取り組んでまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 15番、永井純一議員。

○15番（永井純一） はい。再質問をさせていただきます。ご回答ありがとうございます。これまでも、ここで取り上げてまいりましたけれども、賃上げというか、なかなか国の方針、これまでも例えば1万円とか8,000円とか加算されてきましたけれども、なかなか従事者の手元には全額届いていないとかいうことで質問をさせていただきましたけれども、これは事業者の事情等も含めてということなので、ただ、やはりこれは全国的課題ですけれども、従事者の報酬そのものが他の職業に比べても決して高くないとい

うことで、本当に仕事の精神的には崇高な精神というか心で従事していただいている、やはりそれに見合ったというのが、どの仕事も大変ではありますけれども、ただ、やっぱりいろんな人間関係やまたは体力的にも厳しい仕事というふうに認識しておりますので、この辺の、当然、介護報酬は国の方針もございましてけれども、この坂井地区の、先ほど現状把握というふうにおっしゃってございましたので、しっかり把握して見極めていただいて、保険者あるいは自治体で、ある程度報酬アップの裁量があるというふうにもお聞きはしていますので、その辺しっかりと見ていただいて今後お願いしたいなど。

また、もう1つお聞きしたいのは、具体的には賃上げが必要ですがけれども、それと共に、よく井上局長にも昔から福祉はまちづくりであるというふうに教えていただきましたけれども、まさしくこれから本当にいろんな形で協力を得ながらというのが、例えば施設でもそうですけれども、在宅でもご近所の方がちょっとお声かけをしてくれるとか、あるいは話し相手をしてくれるとか、そういう事例は当然あるのですけれども、この広く気軽にそういった関わりを持っていただく、また施設に、これもやっておられると思うのですが、子どもさんが訪問して行くとか、そうするとやっぱり高齢者の生きがいも生まれてまいりますので、そういった地域の協力を得ながら、同時に得ながらやっていくということが大事というふうに私も考えていますけれども、その辺も広域連合として各構成市に呼び掛けていただくことや、またそういった大きな全体的な施策をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 井上事務局長。

○事務局長（井上純子） はい。ただいまのご質問にお答えいたします。これからの社会を考えた上で明らかになっておりますのは、繰り返しになりますが、人口構造上85歳以上の人口が増えること、生産年齢の人口が減ること、これはもうわかっていることでございますので、今議員さんがおっしゃる通り、独居の老人や1人暮らしが増えていき

ますので、家族だけの支援ではなく、地域の支え合いが重要になるということははっきりとわかっていることでございます。

広域連合といたしましても、構成市が今取り組んでおります重層的支援体制整備事業と一緒に考え、そして、要介護状態になることを少しでも遅らせることができるような施策を構成市と一緒に考えていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 15番、永井純一議員。

○15番（永井純一） はい、ぜひともよろしく願いいたします。先ほど、全協でも「成果と課題について」をいただきましたけども、この中でも現状の課題とか今後の取り組み方針についてはしっかりと認識をされているなというふうに思いますので、このとおりにできるといいなというふうにも思っておりますし、特に、やはり今の地域とともに、出来るだけ賃上げできるような方向で、またこういう人たちの声をやっぱりしっかりと拾っていただきたい、どういうところでというところも含めて。また、先ほど申しあげました1つの例としては、ケアマネジャーさんは、お聞きするとずっと上がってないと言うんですね、何年も。だから、その辺もしっかりと、今般、質の問題とかいうのも書いてありましたけれども、そういった意味では、そういったしっかりと働けるような賃金というのも大事になってくるのかなと思いますので、ご回答いただいたことをしっかりとお願いしたいと思っております。以上で終わります。

○議長（川畑孝治） 通告順に従い、17番、畑野麻美子議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 17番、畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子） 17番、畑野麻美子です。通告に従いまして、一般質問を行います。国は、要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らせるようにとあって、介護や医療、生活支援などの地域包括支援ケアシステムを推進しました。坂井地区でも他の県に比べいち早く、この地域ケアシステムに取り組んだのではないのでしょうか。地域包括ケアシステムの姿として在宅系サービスとあり、訪問介護が1番先に掲げています。しかし、今春の介護報酬改定での訪問介護の基本報酬を2ないし3パーセント減らしました。引き下げの理由として、厚生労働省は訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業者が利益率の平均値を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。ヘルパーの介護単価は今までも低かったにも関わらず、さらに低くなり、この物価高でもうやっていけないという声があります。ましてや、30代、40代の中堅ヘルパーは少なく、今後の訪問介護を支えていくことはできません。地域包括支援ケアシステムの中心を担う訪問介護が成り立たず、システムが崩壊しつつあると言えます。また、介護の施設やデイサービス事業者なども稼働率が低く厳しい状況にあります。夏のボーナスも支給されないところがあります。そこでお尋ねいたします。1点目、訪問介護の報酬引き下げの撤回と、介護保険の国庫負担割合を増やし、保険料、利用料の軽減、介護報酬の抜本的引き上げが必要です。広域連合長としても、国に対し声を挙げることを求めます。2点目、介護事業者の実体を把握し、自治体で救う方法も考えるべき。以上、一般質問といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 池田広域連合長。

○広域連合長（池田禎孝） 畑野議員の一般質問にお答え申し上げます。まず、訪問介護報酬費引き下げの撤回、介護保険の国庫負担割合を増やし、保険料、利用料の軽減、介護

報酬の抜本的引き上げが必要とのご質問にお答え申し上げます。

坂井地区における75歳以上の高齢者でございますが、本年3月末現在、約1万9,000人を超えております。

同時に、高齢者の単身世帯、あるいは夫婦のみの高齢者世帯、さらには認知症の高齢者世帯、こういったものも増加が予測されるような状況もございまして、ご指摘の訪問介護は欠かすことができないサービスとなってございます。議員ご指摘の通り、本年の改定では、訪問介護の基本報酬が2パーセントから3パーセント引き下げたことによりまして、全国的には廃止、休止を懸念するような声も上がっておりますが、当坂井地区の事業所からは、現在、事業運営に困窮するような具体的な相談はあがっていないというような状況でございます。また、基本報酬は引き下げとなっておりますが、介護職員の確保や定着に主眼を置き、特に処遇改善を重点に高い加算率とする改定もなされております。坂井地区内のほとんどの事業所においてこの加算の手続きを済ませておるような状況です。この加算の活用によりまして、事業者の介護職員の処遇改善、また新たな介護人材の確保が図られまして、経営の安定化に寄与するものであると考えております。

報酬改定でございますが、3年ごとになってございます。改定内容は、介護事業者の利益、介護職員処遇改善、利用者のサービス利用など様々な影響があることから、改定期間は3年ごとになっているわけでございます。

こうしたことから、直ちに介護報酬の引き下げの撤回でありますとか、介護職の抜本的引き上げを行うことは、困難であると思われま。

しかしながら、連合といたしましては、今後、全国介護保険広域化推進会議というような組織がございます。そうしたところを通じ、国への要望を行いたいと思っております。国庫負担割合のさらなる引き上げと新たな財政措置について強く要望してまいりたいと考えております。さらに、介護保険制度の円滑な運営のために、介護報酬の算定要件を簡潔で分かりやすい報酬体系とし、事業者が容易に事業の運営に取り組んでいけるよう、国に強く要望してまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目の介護事業所の実態を把握し、自治体で救う方法を考えるべきと

のご質問についてお答え申し上げます。介護保険制度でございますが、持続可能な制度となることが大事でございます、国において新たなデータベースシステムが整備されております。介護サービス事業所の経営情報に関するデータベースでございます、経営状況の分析結果を国民に公表する制度というものでございます。本年度創設がされております。この制度の報告対象事業者でございますが、過去1年間の介護サービスの対価が100万円以下の小規模事業者を除きまして原則全ての介護事業者が報告の義務と言いますか、対象となっているわけでございます。このデータベースシステムでございますが、基本的な事業所の名称など基本的な情報は元より、事業者の収益あるいは介護事業以外の収益などの財務の情報、それから職員の職種別の人員、こういったことの事項も記されて掲載されるということから、介護事業者の経営の状況をより把握することができるといふものとなります。このシステムの運用の開始の時期でございますが、国からは令和7年2月以降にまずは都道府県が閲覧できるような準備が進められております。当連合といたしましては、現在のところは、坂井地区において経営難を理由に事業休止、廃止するというような介護事業所は聞いておりませんが、今年度国が整備するこのデータシステムを活用する、あるいは介護保険事業者ネットワークさかいなどの関係機関や構成市と連携し、実態把握を行い、迅速に対応できるよう努めてまいります。さらに、基準に沿った適切な事業運営とサービスの質の向上を目指し、事業者に対する運営指導においても、事業者の声を丁寧に聞きながら支援を行ってまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 17番、畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子） 推進会議を通して国へ要望をあげてくださるということでしたので、ぜひ声を大きくしてあげていただきたいと思います。

その背景としまして、先ほど、この坂井地区では休止、廃止する事業所がないというこ

とでしたけれども、訪問介護事業所を調べますと、大体、高齢者人口の1,000人に1か所が目安というふうに言われてますけれども、あわら市は65歳以上の人口、9,300人で10か所、三国地区は6,800人で6か所、坂井地区は3,700人で5か所、春江地区は6,700人で2か所、最後、丸岡地区なんですけど、8,800人ほどいまして2か所です。ということは、やはり休止、廃止する介護事業所がなくても、そういう事業所ができてこないということに繋がるのではないかなって思うように思っています。

丸岡地区は、たくさん高齢者いるんですけど、まだ2か所しかない。他の地区から来ていただくわけですけども、訪問先が遠くても、ヘルパーさんはその移動に時間がかかっても報酬がもらえない事業所もあります。それと、ヘルパーさんですけども、坂井地区のある大きな施設に聞きましたら、5年間でヘルパーが20人辞めたけれども1人も入ってこない。また、社協でも聞きましたら、令和元年では36名だったのが令和5年では、27名になっているということです。介護保険ができた時には、多くのヘルパーさんが資格を取りました。2級ヘルパー研修というのがありました。今は、初任者研修となっていますが、なかなか研修されてもヘルパーにはならない。実際、現在、残っているヘルパーさんは、その時、2級にヘルパーを取った時、介護保険ができた時のヘルパーさんが残っているということでした。事業所では、30代、40代が2割、あと60代以上の5割のうち、70代が3割というふうに言われました。ヘルパーの声を聞きますと、施設系の事業は対応できているかもしれませんが、痰の吸引の資格を取るための費用が自分持ちだったり、資格を取ってもそれが加算されなかったりしていますということでした。

それで、介護報酬の違ったところを担うために、障がいサービスの方にもヘルパーさんがこう取り組んでいるということでしたけれども、この障がい者の支援の資格を取るには、これもお金が要ります。障がい者支援には経験が必要ですし、すぐには訪問できない。資格も、知的などの障がい、突発的な行動をとる人への支援、それには、強度行動援護従事者研修というのが必要です。また、視覚障がい者の人の外出支援には、同行援護従事者養成研修が必要です。この研修にもお金がかかると聞きました。社協では、ヘルパーさんに社協でこの研修を行ったということです。そうすれば、社協が主催するので、お金

が掛からないので、そういうふうにして研修を行ったということです。そういうふうには、ヘルパーさんはすごく自分持ちのものが多く、介護報酬が下がればさらにこういう研修を受けにくくなってきますので、そのところはしっかりと把握していく必要があると思いますけれども、その点いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長。

○事務局次長（江川欣男） 事務局次長の江川でございます。ただいまのヘルパーさんの処遇改善につきましてお答えいたします。議員ご指摘の通り、ケアマネをはじめ介護職の賃金の反映につきましては、なかなか進まないということは認識しております。

今回の令和6年度の報酬改定におきましては、この介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス区分に一律にメリハリをつけた対応を行い、賃金に反映させる目的での報酬改定になったと認識しております。確かに、ヘルパーさんの部分につきましても人材不足の状況が続いておりますけれども、こういったところにつきましても、先ほど答弁させていただきましたが、処遇改善加算を大部分の事業所が取得しておりますので、その中でも、4つの介護処遇改善加算の区分の中でも、最も高く加算のある加算Ⅰが57事業所ございます。ほとんどが1番高い加算率の届け出をしているという状況の中、広域連合といたしましても、加算の一部が、そういった職員、介護職員一律に賃金に反映していくものと認識をしております。また、先ほどご質問の中に、研修費とか、そういう資格取得に自費で受けなければならないと、そういったところになかなか手当が事業所からはつかないところにつきましては、やはり事業所ごとの経営の事情もあるとは思いますが、やはり将来の資格取得によりまして賃金ベースアップにつながる、事業所も仕事に見合った賃金体制の見直しも努力しているところでございますので、そういったところを広域連合は期待していきたいと考えております。また、ヘルパーさんにつきましては、やはり需要に応じてヘルパーさんがなかなか増えないところ

でございますから、また、先ほどおっしゃっていましたが若い方の入職が少ない、50、60代のヘルパーさんが多いというのは、これもおっしゃる通り坂井地区内の傾向にありまして、そこにつきましても、事業所によってばらつきはありますが、やはり広域連合は、その就業の支援を令和6年度から、先ほど答弁させていただきましたが、就業支援の奨励金を交付することによりまして後押しをしていきたいと考えております。また、ヘルパーさん、介護専門支援員の声は、協議会などを通じまして意見を集約しまして、国、県へその意見を真摯に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 17番、畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子） はい。いろんな加算がね、あるということで、賃金にも反映している。また、就労支援の交付金などもでていう事ですけど、これがしっかりとそのヘルパーさんにいくように、また介護職にいくように、ここが大事じゃないかなと思います。以前も8万円ほどの処遇改善でましたけれども、現場で働いている人に聞きますと、しっかり出ているところもあれば、その施設によって全く出ていない。どうして出てないんですかって聞きましたら、リーダーには出ない、そんな声を聞きましたので、せっかくのいろんな支援が本当に現場の人に届くようなところを見ていっていただきたいなと思います。ヘルパーさんからお聞きしますと、やっぱり現場では家族の方からお前の仕事だろうと言われてたり、自分が客だと思っていて暴言を吐かれたりする。それでもやりがいのある仕事だというふうに言ってました。そこに甘んじることをないようにしてほしいと思います。家族が一生懸命やっていたら私たちは動きますと言われてました。あるところでは、1人暮らしをしているお母さんに、息子さんが離れているので毎日お昼の弁当を作っていたりとか、お母さんの誕生日にはヘルパーさんに一緒に僕は仕事があるのでいけないけど、一緒にケーキを食べてもらえないかとお願いをしたり、そう

いうふうにしてヘルパーさんをお願いをしますと、ヘルパーさんは息子さんが一生懸命頑張っているんだから協力しようっていう気持ちになると言われました。そういう関係性も作ったりしていく、とても大事な仕事だと思いますので、やはりここは大事にしていけないと今にヘルパーさんが、誰もいなくなってしまうたら、もう全くこのシステムをやっていけなくなってしまうので、そこはしっかり見てあげてほしいなと思います。いかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 井上事務局長。

○事務局長（井上純子） ありがとうございます。答弁の繰り返しにはなりますけれども、広域連合としましては、せっかくのこの加算制度が確実に介護職員に反映されていくというところをしっかりと確認するというのが役割でございますので、引き続き、運営指導の中でそこは継続していきたいと思っております。また、最後の畑野議員さんのご意見でございますが、ヘルパーさんは本当に1人1人のご家庭の中に入っていくお仕事ですので、そこは通所のサービスとはまた違ったストレスもあるのではないかなと想像はできます。そんな仕事上の心の悩みと言いますか、ストレスもあると思っておりますので、そういったところに対応できるような相談窓口についても合わせて周知をすることで、少しでもヘルパーさんの働く環境、労働環境が良くなるような、そんな支援もこれから継続してやっていきたいなと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 17番、畑野麻美子議員

○17番（畑野麻美子） ぜひよろしくお願ひいたします。期待をしていきたいと思ひます。それから、介護事業所の実態把握ですけれども、新たなデータシステムで経営状況を

国民に報告するというシステムができたということで、これは大変いいなと思って期待したいなと思います。しかし、1年間で100万円以下の小規模はそれがないということですが、そこもまた大事なところではないかなと思いました。来年2月以降、都道府県が一覧できるようになっていますので、ここをしっかりと見ていただいて、本当に厳しいところに声をかけ、そしてなかをしっかりと見ていただきたいなと思います。北海道の中頓別町というところでは、民間ではとても耐えられない額の赤字を町が事業所を救うしかなかったと、町内の社会福祉法人から訪問介護、デイサービスの2事業所を引き受けて町営化したというのがありました。23年度は、この2事業所合わせて3,480万円の赤字でこれを町の一般会計から出したということで、国の交付金などはなく、町の持ち出しだということもお聞きしています。このようなことがないように、しっかりとそれぞれの事業所の経営把握をしていただきたいということを強く要求しまして、一般質問を終わります。

○議長（川畑孝治） 続きます、11番、松本 朗議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 11番、松本 朗議員。

○11番（松本朗） 当連合は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例など、業務条例を今年3月28日に専決処分で改定しました。これは、新体法則を行う場合の記録など必要な改正もありますが、介護支援専門委員が対応する利用者の人員を拡大して、指定居宅介護支援事業、介護予防支援事業の事業管理者等の配置基準を緩和するものでサービス低下に繋がる懸念もあって一般条例には反対をいたしました。これらの問題点は、5月の臨時議会において指摘したところですが、この条例改定による事業所の実際の雇用の変化は連合としては把握しておくべきと考えます。また、そのことについてどのように影響が現れるかも注視すべきです。そこで、以下の2点についてお尋ねします。第1は4月の条例改定に伴い、各事業所の体制等の、この管理者の体制等の変化を把握していますか。また、把握できる仕組みが必要だと思いますけども、その仕組みはどのようにありますか。

第2はちょっと一部訂正しますが、事業所の条例改定によって、介護支援専門員の介護利用者について把握した上で、その影響をどう判断し、事業所に対して是正等の指摘あるいは指導ができるのでしょうか。その可能性を検討していますが、以上2点について最初の質問といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 新開事務管理者。

○事務管理者（新開和典） 松本議員のご質問にお答えさせていただきます。最初に、1点目の条例改正に伴い、各事業所の体制等の変化を把握しているか、また、把握できる仕組みが必要だと考えるが、その仕組みはなにかとの内容でございます。国の基準省令の改正に伴いまして、地域密着型サービス事業、そして地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、そして介護予防支援事業に関する条例の一部を改正させていただき、5月13日に専決処分の承認をいただいたところでございます。本改正によりまして、提供する介護サービスの質の担保を前提といたしまして、管理者と兼務できる事業者の範囲が同一敷地内の他の事業所や施設でなくても差し支えないことに緩和したほか、居宅介護支援事業所等における介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数を35人から44人に引き上げるなどの見直しを行い、条例の一部改正に伴う各事業者の改正の変化につきましても、管理者の配置に関するものは、これまで管理者の変更届出が1件ございましたが、当該管理者の兼務状況を確認しましたところ、他サービス事業所の兼務は行っておりませんでした。

また、介護支援専門員の取扱件数につきましては、3月から7月までの5カ月間におきまして、35事業所、約100人の介護支援専門員の取扱件数を確認いたしましたところ、改正後に取扱件数が大幅に増加したケースはございません。事業所全体での取扱件数におきましても大幅な増減はございませんでした。事業所からの改正等の年間把握につきましては、介護サービス事業所からは、事業所の管理者、介護支援専門員の氏名な

どに変更があった場合は、指定権者に届け出ることとなっておりますので、この届出をもとに、所管する介護サービス事業所の人員体制の把握を行っています。また、介護支援専門員の取扱件数につきましては、福井県国民健康保険団体連合会から提供されます保険請求の審査データによりますと所管する介護居宅介護支援事業所、その事業所に属する介護支援専門員ごとの取扱件数を把握しております。今後も、このような仕組みによりまして所管する介護サービス事業所の体制等の変化を把握してまいりたいと考えております。

次に、2点目の介護支援専門員の対応利用者増、介護事業所管理者の配置の変化についての把握する仕組みが作られているか、また、把握したうえで、その影響をどう判断し、是正などの指摘あるいは指導ができるのか。その可能性を検討していくのかとのご質問でございます。変化を把握する仕組みにつきましては、先のご質問でお答えをした通りでございますが、指定権者の届出制度、国保連の審査データの活用によりまして把握する仕組みは作られております。この他、事業所に定期的に訪問いたします。法令等を遵守した適正な事業運営と適切なサービス提供を行っているのか、運営指導を実施し、状況把握を行っております。今後も、このような方法によりまして、管理者の配置状況や介護支援専門員の取扱件数の状況把握を継続して行ってまいりたいと思っております。なお、事業所に対する指導、是正につきましては、条例で定める職責の遂行に支障があると判断した場合には、人員配置の是正を求め、必要な指導を行ってまいりたいと考えています。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 11番、松本朗議員。

○11番（松本朗） 条例が改正されてまだわずか半年足らずということでありまして、今のところの答弁ではそんな大きな変化はないということでありましたが、そもそも各事業所は共通して、人員不足っていうのがあるわけですから、基準が緩和された

らそれに合わせていきたいという動機は十分あるんですよね。なので、今後ぜひ注視していただきたいですけど、先ほど、昨年度の決算の報告の中で報告がありました、6年に1回全ての事業所まわって審査するということがありました。そうすると、その結果、昨年度は37件まわって17件は是正改善文書指導事項があったということなんです。つまり、かなりの数が実際にはまわらない、来年以降に繰り延べされるのだけど、そこにも本来の是正指導されるべき事案が潜在しているということが十分指摘、想像できるわけですよね。具体的にどういう指導、現状の課題があったのかということで、これも先ほどの全協の報告の中にありましたが、管理体制が不十分な場合があると適切な運営に繋がっていない事例があるということがありました。これは具体的にはどういうことがありましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長。

○事務局次長（江川欣男） 不適切な事例を具体的に申し上げますと、管理者自体の設置に関する改善指導というものはございませんでした。主には、今回の令和5年度の成果報告にもあります、件数の内訳は、ハラスメント防止に必要な措置の明記が運営規定になされていなかったものとか、認知症対応型の共同生活介護の計画、これは本人の同意がなく計画を作成されていたとか、そのようなところでありまして、例えば、職員や介護の月ごとの帳簿の作成ですね、そういった部分は全般的に指導させていただいたところでもあります。現在の事業所におかれましてはこの6年度の改正におきまして、やはり加算をとれるべく事業所自らの経営改善に取り組んでおりまして、これも、例えば入職促進に向けた取り組みのほか、資質の向上やキャリアアップに向けた、職員の支援、そういった支援の取り組みをしていますし、それに加えて、多様な働き方の推進という取り組みを合わせてやっています。定着促進ということも事業所自らが努力し、官民揃って介護職の人材不足に向かっているところでもあります。この中、自らも研修の開催等、

この改善加算を取得するのに必須になっておりますので、そういったところはすごく前進しているなど感じております。今回のこの運営検査の中では、本当に軽微なものの指摘をさせていただいたのですが、深刻なその管理基準違反といったものはございませんでしたので、ご報告をさせていただきます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 11番、松本朗議員。

○11番（松本朗） 6年間の間に一回りということですか。そうしますと、管理者の変更、異動について報告する仕組みがあるんだけど、場合によっては、そういうことも含めてきちっとされないケースがありうるのではないかと思うのです。問題は、その条例改正の中でも、その条例そのものに、前提に出ているのですけれどね。各事業所の管理上支障がない場合は、同一敷地内でなくてもいいということになるんです。前臨時会で議論したところですけどね。では、この管理上支障がない場合と管理上支障があると判断する場合、そういうことについて、当連合はどういうふうに判断をされるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長。

○事務局次長（江川欣男） 管理者の兼務範囲の明確化のところの改正のご質問でございますけども、やはり、この管理者の兼務の範囲が、緩和化されたっていうことは、大前提としては、今議員おっしゃる通り、提供する介護サービスの質を担保しつつ兼務ができる事業所の範囲においてということが条例でもうたっていますので、例えば、台風が迫っておりますけども、そういった自然災害が起きた時に管理者が不在というところで事業に影響があるということがみえるような状況であれば、当然兼務は認められない

ということだと思います。やはり、すぐ駆けつけて問題があった時には事業所に戻り、職員とともに問題解決に向かうっていう体制がとられることができれば、やはり距離的な問題とかそういったところの視点で見ていく必要があるかなと思っております。6年に1回の運営検査は、大量の資料の提出を求めまして、運営基準に従って約およそ2日間をかけて1事業所みるわけですが、これによるほか、国保連の介護請求の不正請求があるかないか、そういったことも含めまして介護保険の請求の適正化が図られるよう、いろんな方向で検査をしてみたいと考えております。これだけにとどまらず、やはり介護事業者はその介護報酬の改定につきましては、非常に複雑な仕組みでございますので、この辺をしっかりと事業者の声を吸い上げ、説明をじっくりしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 11番、松本朗議員。

○11番（松本朗） 今次長答弁があったように、まさに災害、地震であったり、福井だと豪雪っていうこともある。そうしますと、同じ敷地内なら一体的に管理できるけども、それを外れることになると、同じ坂井市内にあったとしてもですよ、ある時間帯は管理者が本当の責任を持てる管理者がいなくなるということで、懸念としてはあるわけですね。今、ぜひ、その次長答弁されたように、そういう問題についてちゃんと管理者は兼任するけども、実際に同時に対応できるような事実上の対応っていうことをしっかりと連合として把握してもらいたいと思います。それから、ケアマネジャーの利用者人数については、報告もあるという答弁でした。それは年に1回の報告でしょう。そこはそうですか。ちょっと確認したい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長。

○事務局次長（江川欣男） 先ほど、国のデータベースシステムが活用できるようになるというところで、これは事業所の決算期がそれぞれ違うと思うんですけども、この決算期のあと3ヶ月以内にこのデータベースを使って報告をすると、その報告した内容が、広く市民に公開されるっていう内容となっております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 11番、松本朗議員。

○11番（松本朗） つまり、決算期ですから年に1回なんですね。だから、そこは、特に条例変わった後ですから、そういう年に1回の把握だけではなくって、やっぱりそういうケアマネジャーを持っている事業所については一定把握をすると、もうちょっと、その6年に1回の大量な膨大な検査ということは別にですよ、そういう聞き取りっていうことも必要なのではないかと思うのですけれど、その点はいかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 井上事務局長。

○事務局長（井上純子） 先ほどの江川次長の回答の追加でございますが、国保連の審査データの活用については、毎月1回、国保連から審査データが来ることになっておりますので、そのデータの確認をすることができます。また、もう1点、届出がこれからあると思いますが、そういった届出があった場合は、広域連合としまして、速やかに内容を確認して、必要に応じて今議員さんがおっしゃったように訪問をするなりお電話するなり、状況に応じて確認をして必要な指導をしてまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 11番、松本朗議員。

○11番（松本朗） はい、そこはわかりました。機敏に把握してもらいたいと思います。それから、この条例改正っていうのは、当然、条例改正したことについて各事業所に通知はされていると思うのですけれども、これは具体的にはどの程度で徹底されていると認識されていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長。

○事務局次長（江川欣男） 成果報告にも載せさせていただきましたが、この報酬改定の内容は、まず、本年3月27日に集団指導という形で全事業所の方に集まっていたきまして、報酬改定の内容を説明させていただいたところです。また、在宅ケアネットの関係等そういった各協議会の場におきましても、報酬改定の内容と第9期の介護保険事業計画と合わせて説明会を開催しているところです。なお、国においても、直接全ての事業所に、この改定の取り扱いの具体的なQ&Aにつきましても、随時国の方から直接、事業所と広域連合にも届いている、そのような対応をしているところです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 11番、松本朗議員。

○11番（松本朗） 私は若干の事業所の話を聞きました。必ずしも徹底しているっていう感じで受け止めてないようなところもあったのですけれども。いずれにしても、そもそもこの省令ですが、厚労省の省令に基づいて今条例改正されましたけど、この省令の動機そのものは、そういう大手の法人とか全国展開しているようなところもあるのです。私は、そういうところが厚労省に対してかなり働きかけて、体制不足もあるの

で、そういうことがこの省令改正につながったのではないかと思うのです。だから、そこはそことして、やっぱりしっかりと坂井市、少なくとも体制緩和されるのですから、良くなるわけではないですから、それを補完する意味で連合の役割は大きいと思うのですけれども、本来はケアマネジャーも集まらないっていうわけです、事業者に聞くと。それもますます利用者件数を増やせば、きめ細かな丁寧なケアプランをすることが場合によってはおろそかになる、もちろんケアマネジャーの過重負担にもなる、それがひいてはケアマネジャーがさらに集まりにくい状況を作ることにもなりはしないかということがあるわけです。他の保育とか教員とか、そういうところでも大変な職種の中で、資格を持っている人が配置されないと、工作中そこに就労されないという状況が幅広く今あるわけですが、逆効果にならないためにも、しっかりとそういうことを監理・監視をしていただいて、その事業所が事業所の体制をしっかりと守っていただく、それがひいては利用者のためになる、そういう立場でやっていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（川畑孝治） 以上をもって一般質問をすべて終了いたしました。

○議長（川畑孝治） ここで暫時休憩といたします。

再開は午後2時30分から再開したいと思います。よろしく願いいたします。

（午後2時21分 休憩）

（午後2時29分 再開）

○議長（川畑孝治） 休憩前に引き続き会議を行います。

◇認定第1号から認定第3号の一括上程、提案理由及び議案内容の説明◇

○議長（川畑孝治） 審議の都合上、日程第5、認定第1号、「令和5年度坂井地区広域

連合一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第7、認定第3号、「令和5年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算の認定について」までの決算認定3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川畑孝治) 異議なしと認めます。

よって、日程第5、認定第1号から、日程第7、認定第3号までの決算認定3件を一括議題といたします。

理事者から提案理由及び議案内容の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(川畑孝治) 池田広域連合長

○広域連合長(池田禎孝) ただいま上程されました、認定第1号「令和5年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第3号「令和5年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定」の3議案について、提案理由を申し上げます。

認定第1号から認定第3号までの3議案は、一般会計をはじめとする各会計の令和5年度歳入歳出決算を、監査委員による決算審査での意見を付して提出するもので、議会の認定をお願いするものでございます。

各会計の決算の概要につきましては、事務局長から説明申し上げます。

以上、3議案の提案理由とさせていただきますので、ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(川畑孝治) 井上事務局長。

○事務局長（井上純子） それでは、認定第1号から認定第3号までの令和5年度坂井地区広域連合、一般会計、介護保険特別会計、代官山墓地特別会計の歳入歳出決算について、その概要をご説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。まず、認定第1号「令和5年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。歳入合計6億7,388万3,274円、歳出合計6億5,008万7,152円、歳入歳出差引額は、2,379万6,122円となりました。次に、20ページをご覧ください。一般会計の実質収支に関する調書でございます。翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、実質収支は歳入歳出差引額と同額の2,379万6,000円となります。次に、24ページをご覧ください。認定第2号「令和5年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入合計120億477万393円、歳出合計116億3,821万485円、歳入歳出差引額は、3億6,655万9,908円となりました。次に、46ページ、実質収支に関する調書です。翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、実質収支は歳入歳出差引額と同額となりました。次に、49ページをご覧ください。認定第3号「令和5年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入合計291万8,279円、歳出合計225万4,897円、差引額は、66万3,382円となりました。次に、54ページ、実質収支に関する調書です。翌年度に繰越すべき財源はございませんので、実質収支は歳入歳出差引額と同額となっております。

以上、認定第1号から認定第3号までの令和5年度坂井地区広域連合一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算額についてご説明いたしました。なお、各会計の決算の内容につきましては、「主要な施策の成果報告書」等でご確認くださいませよう、お願いいたします。

説明は、以上でございます。

○議長（川畑孝治） 提案理由及び議案内容の説明は終わりました。

○議長（川畑孝治） ここで認定第1号から第3号に関し、代表監査委員から決算審査の結果報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 山口徹代表監査委員。

○代表監査委員（山口徹） 監査委員の山口でございます。よろしくお願いたします。それでは、議長のご指名をいただきましたので監査委員を代表いたしまして、令和5年度坂井地区広域連合各会計の決算審査結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本審査は、地方自治法の規定に基づきまして、坂井地区広域連合長から審査に付されました令和5年度坂井地区広域連合一般会計、介護保険特別会計、代官山墓地特別会計における歳入歳出決算書及び決算附属書類、並びに財産に関する調書、また、基金の運用状況に関する調書等について、去る7月12日に、上坂監査委員、嶋屋元代表監査委員と審査を行いました。

審査に当たりましては、井上事務局長をはじめ、関係担当職員から詳細な内容を聴取するとともに、関係書類を慎重に審査をいたしました。

その結果、いずれも関係法令等に基づき作成されており、各会計とも係数は正確であることを認めました。また、事業執行に当たってはどの部署においてもよく検討の上、創意工夫して、実施されていたところでございます。

最初に、基金の状況について申し上げます。

議案書の118ページ第2表をご覧ください。一般会計に2つの基金、特別会計に3つの基金があり、それぞれの基金の令和5年度末残高は、廃棄物処理施設整備基金が988万4,252円、霊柩車購入基金が2,608万6,234円、介護保険財政調整基金が8億2,294万7,806円、介護福祉推進基金が1,215万7,238円、代官山墓地基金が1,248万3,266円で、5つの基金の年度末現在高は8億8,355万8,796円となっております。

基金は、将来の施設整備や維持補修など健全な行財政運営上、重要な役割を担うものであります。設置目的に沿った積立と効率的な運用を心がけ、一層の有効活用につとめていただきたいと思います。

次に、決算の概要について、各会計毎に申し上げます。お手元の議案書、118ページ第3表をご覧ください。一般会計の歳入決算額は、6億7,388万3千円、歳出決算額は6億5,008万7,000円で、形式収支は2,379万6,000円となっております。前年度と比較して、歳入が3.7%減、歳出が4.9%の減となっております。

議案書の119ページ第5表をご覧ください。性質別歳入決算額の構成比率は、自主財源が65.5%で14.9%の減、依存財源が34.5%で28.8%の減となっております。

この自主財源の減につきましては、衛生費において、代官山斎苑空調設備等改修工事費、さかいクリーンセンターのし尿等収集運搬車両減車助成金の減に伴いまして、分担金及び負担金が9,355万7,000円、23.9%の減額になったことによるものでございます。

主な事業について申し上げますと、民生費では、重層的支援体制整備事業を、坂井市は国のモデル事業を経て令和3年度から実施しまして、あわら市においても、令和4年度に準備室を設置し体制整備を行い、令和5年度より本事業を実施しております。

今後さらに構成市と連携を図り事業を進めていただきたいと思います。

次に、衛生費では、代官山斎苑の予約方法をWEBで可能とするシステムの導入、更新を行い、葬祭業者がスマホ等で予約ができるようになりました。また、し尿等収集運搬新体制構築による収集車については、令和4年度で3台、令和6年度で3台の減車を行い、4社7台体制とする計画となっております。確実な引継ぎ等を行い、住民サービスが滞ることがないようにお願いをしたいと思います。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。議案書の122ページ第8表をご覧ください。

歳入決算額は、120億477万円、歳出決算額は116億3,821万円で、形式収

支は3億6,656万円となっております。前年度と比較いたしまして、歳入が0.1%、歳出が2.1%の増となります。

議案書の123ページ第10表をご覧ください。性質別歳入決算額の構成比率は自主財源が41.5%で3.3%の増、依存財源が58.5%で2.1%の減となっております。

主な事業につきましては、第1号被保険者保険料の賦課徴収について、収入未済額が2,665万9,000円で、未納額率は1.0%、また、不納欠損額は1,112万2,000円で前年度と比較いたしますと、103万3,000円の増となっております。未収額の全体額は383万円減少し、収納率も96.6%で0.1%増加しており、徴収事務につきましては、努力は見られますが、構成市と更に連携を図り、引き続き適正な徴収の取り組みをお願いするものであります。

次に、介護給付費適正化事業でございますが、介護給付適正化システムの活用によりまして、国保連への医療情報と突合し、不当なサービス請求を把握しながら指導が実施されているところであります。

特に、介護保険施設等への指導については、37事業所に対して運営指導を実施いたしました。その内17事業所が是正改善や文書指導事項があり、介護保険事業の健全かつ円滑な運営の確保のため、今後も適切な指導の強化を図るようお願いをいたします。

介護保険サービス給付費については、前年度と比較して決算額で2.1%の増、第8期介護保険事業計画の標準給付費見込額に対しては、95.1%の執行率でありました。新型コロナウイルス感染症の影響で、過去2年間は決算額、執行率ともに対前年比マイナスとなっておりましたが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、若干プラスに転じたものの、まだなお感染防止のためサービス利用を控えている影響があると思われま。今後もサービスの内容を精査し、事業者が適切なサービス提供をするよう、引き続き事業者に対して助言と指導を行っていただきたいと思います。

なお、本年3月に策定されました第9期介護保険事業計画は、多くの市民の声が反映されております。『誰もが自分らしく、生きがいや楽しみを持って暮らせる「支え合い・

助け合い」のまちづくり』を目指して、令和6年度からの3年間は、この計画の施策に重点的な取り組みの強化をお願いいたします。

次に、代官山墓地特別会計について申し上げます。議案書の125ページ第13表をご覧ください。

歳入決算額は、291万8,000円、歳出決算額は225万5,000円で、形式収支は66万3,000円となっております。前年度と比較して、歳入が19.3%、歳出が2.6%の増となっており、性質別歳入決算額の構成比率は自主財源100%となっております。

墓地の貸付については、当初見込みより大幅に上回りました、前年度と同じ11区画の貸付を行いまして、266万7,000円、13.9%の増となっております。

近年、墓じまいが増加する中、墓地の貸付は難しくなってくると思いますが、墓地公園内の美観を維持しながら、今後も有効な対策を講じて墓地の貸付促進に務めていきたいと思っております。

以上、一般会計、介護保険特別会計、代官山墓地特別会計の決算審査の概要を申し上げます。

各会計執行の状況及びこれに対する意見につきましては、既に連合長宛てに提出いたしました決算審査意見書に述べたとおりであります。皆様方にはお手元にご配付申し上げますので、ご高覧いただきたいと思います。

これからも、広域行政での取り組みが地域住民の福祉の向上、加えて業務の効率化、経費の節減に寄与されることを期待いたしまして、決算審査の結果報告といたします。

○議長（川畑孝治） ここで、代表監査委員の退席を許可します。大変ご苦労様でした。

◇認定第1号から認定第3号の質疑、討論、採決◇

○議長（川畑孝治） 次に、認定第1号、「令和5年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第3号、「令和5年度坂井地区広域連合代官山墓地特別

会計歳入歳出決算の認定について」まで認定3件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 討論なしと認めます。これより、認定第1号、令和5年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立全員です。したがって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（川畑孝治） 次に日程第6、認定第2号、令和5年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立全員です。したがって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（川畑孝治） 次に日程第7、認定第3号、令和5年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立全員です。したがって、認定第3号は、原案のとおり認定することに決定しました。

◇議案第7号から議案第9号の一括上程、提案理由及び議案内容の説明◇

○議長（川畑孝治） 次に、審議の都合上、日程第8、議案第7号、「令和6年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）」から日程第10、議案第9号、「令和6年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）」までの議案3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第7号から、日程第10、議案第9号までの議案3件を一括議題といたします。

理事者から提案理由及び議案内容の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 池田広域連合長。

○広域連合長（池田禎孝） ただいま上程されました、議案第7号から議案第9号までの3議案について、提案理由を申し上げます。

これらの3議案は、令和5年度の決算が確定したことに伴う繰越金の増額や、構成市負担金を減額し財源更正を行うもののほか、基金への積立てや、国・県の交付金の返還金等の予算を補正計上するものでございます。

議案第7号「令和6年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）」でございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ504万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,950万円とするものでございます。

次に議案第8号「令和6年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）」の補正額でございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ2億8,241万9,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億5,412万6,000円とするもの
でございます。

最後に議案第9号、「令和6年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）」の補正額は、歳入歳出それぞれ66万円4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ278万4,000円とするもの
でございます。

なお、各会計の補正予算の概要につきましては、事務局長から説明いたします。

以上、3議案の提案理由とさせていただきますので、ご審議いただき、ご承認賜ります
ようお願い申し上げます。

○議長（川畑孝治） 井上事務局長。

○事務局長（井上純子） それでは、議案第7号から9号までの令和6年度坂井地区広域連合、一般会計、各特別会計の補正予算について、その概要をご説明いたします。

130ページをご覧ください。議案第7号「令和6年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、歳入歳出それぞれ504万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,950万円とするものです。次に、133ページをご覧ください。事項別明細書の歳入です。分担金及び負担金では、1,905万9,000円を減額し、繰越金では、2,379万5,000円を増額、諸収入は、国・県の追加交付金、31万円を増額するものです。次に、134ページをご覧ください。歳出ですが、民生費、31万円は、介護保険特別会計に繰り出し、基金積立金に、16万4,000円、国、県への返還金、457万4,000円を計上しております。次に、139ページ、議案第8号「令和6年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、歳入歳出それぞれ、2億8,241万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ120億5,412万6,000円とするものです。次に、142ページをご覧ください。事項別明細書の歳入です。分担金及び負担金は、構成市負担金1億25万3,000円を減額し、財産収入では、16万2,000円を増額、繰入金では、31万円を一般会計から

繰り入れ、繰越金では、構成市負担金、第1号保険料、国、県の交付金など、3億6,655万8,000円を増額するものです。諸収入、1,564万2,000円は、支払基金からの追加交付金を計上しております。次に、143ページをご覧ください。歳出は、2億2,077万7,000円を、2つの基金に積み立て、6,164万2,000円は、国、県、への返還金でございます。次に、148ページをご覧ください。議案第9号「令和6年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）」について、歳入歳出それぞれ66万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ278万4,000円とするものです。151ページ、152ページをご覧ください。事項別明細書ですが、歳入では、令和5年度繰越金66万4,000円を計上し、歳出では、同額を代官山墓地基金に積み立てるものです。

以上、議案第7号から議案第9号までの概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（川畑孝治） 提案理由及び議案内容の説明は終わりました。

◇議案第7号から議案第9号の質疑、討論、採決◇

○議長（川畑孝治） 次に、議案第7号、「令和6年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）」から議案第9号、「令和6年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）」まで議案3件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 討論なしと認めます。これより日程第8、議案第7号、「令和6年

度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立全員です。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川畑孝治） 次に日程第9、議案第8号、令和6年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立全員です。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川畑孝治） 次に、日程第10、議案第9号、令和6年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立全員です。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◇閉議の宣告◇

○議長（川畑孝治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これにて会議を閉じます。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○議長（川畑孝治） 閉会にあたり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（池田禎孝） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、慎重なご審議のうえ、令和5年度決算をはじめ、提案いたしました議案すべてのご決議を賜りましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

本会議においていただきました、ご意見等につきましては、これを十分に踏まえ、今後の広域連合の運営に万全を期してまいりたいと考えております。

また、年度の中間となってきております、各種事業の進捗状況を的確に把握し、スピード感をもって、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、これからも暑い日が続くと思いますので、議員各位におかれましては、お体には十分ご留意いただき、引き続き当広域連合の運営に対し、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇閉会の宣告◇

○議長（川畑孝治） これをもちまして、第80回坂井地区広域連合議会定例会を閉会いたします。

○事務局補佐（手島紀志子） 御起立願います。一同、礼。

〔一同起立・礼〕

午後3時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議長

議員

議員